

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月24日
【会社名】	アイカ工業株式会社
【英訳名】	Aica Kogyo Company, Limited.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 小野 勇治
【本店の所在の場所】	愛知県清須市西堀江2288番地
【電話番号】	(052) 400-5311
【事務連絡者氏名】	総務部長 森島 英謙
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋26階
【電話番号】	(052) 533-3131
【事務連絡者氏名】	総務部長 森島 英謙
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)  株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

2020年6月23日開催の当社第120回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

1株につき金57円 総額3,721,748,709円

ロ 効力発生日

2020年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、小野勇治、百々聡、岩瀬幸廣、大村信幸、森良二、海老原健治、小倉健二および清水綾子を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、岩田照徳、片桐清志および宮本正司を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、春馬学を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額3億7,000万円以内と定める。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬限度額を、年額7,000万円以内と定める。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	571,830	94	515	(注)1	可決99.81%
第2号議案	561,092	10,800	515	(注)2	可決97.94%
第3号議案					
小野 勇治	557,718	14,206	515	(注)3	可決97.35%
百々 聡	566,262	5,662	515		可決98.84%
岩瀬 幸廣	566,213	5,711	515		可決98.83%
大村 信幸	566,256	5,668	515		可決98.84%
森 良二	566,223	5,701	515		可決98.83%
海老原 健治	566,252	5,672	515		可決98.84%
小倉 健二	571,029	895	515		可決99.67%
清水 綾子	571,751	173	515		可決99.80%
第4号議案					
岩田 照徳	560,878	11,046	515	(注)3	可決97.90%
片桐 清志	569,758	2,166	515		可決99.45%
宮本 正司	571,068	856	515		可決99.68%
第5号議案	571,748	176	515	(注)3	可決99.80%
第6号議案	570,543	692	1,204	(注)1	可決99.59%
第7号議案	570,484	751	1,204	(注)1	可決99.58%

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上